

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

厚生年金関係 18 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

富山厚生年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月15日から同年12月1日まで

昭和48年11月15日付けで、A社B支店から同本社へ転勤したが、厚生年金保険について、同社B支店で同日に資格喪失、同本社で同年12月1日に資格取得と手続されているため、同年11月の1か月間の年金記録が空白となっている。

しかし、この間、勤務は継続し給与も継続して支給されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C健康保険組合の記録、A社から提出された社員カード及び同社からの回答により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年11月15日に同社B支店から同本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和48年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日が昭和48年12月1日となっていることから、事

業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月30日から同年2月1日まで
昭和57年4月にB社(現在は、C社)の販売子会社であるA社に入社し、平成元年7月31日にB社を退職するまで継続して勤務していた。

しかし、昭和63年2月1日にA社からB社の販売子会社であるD社へ異動したのに、オンライン記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年1月30日、D社の同資格取得日が同年2月1日となっているため1か月の空白がある。

B社の販売子会社間の異動なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社から提出された社員名簿、同社からの回答及び元同僚の申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人はA社及び関連会社に継続して勤務し(A社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、申立期間以降申立人と同様に、A社からD社に異動した元同僚(6人)の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び資格取得日はいずれも1日付けとなっていることから、申立人の異動日についても1日付けであると考えられ、A社における資格喪失日を昭和63年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、D社と合併後に解散し、事業の承継先であるC社は、当時の資料は残っておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 150 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 16 年 6 月 30 日

申立期間において、＜事業所名＞（別添一覧表参照）から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、厚生年金保険の記録上、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された 2003 年度執行役員業務賞与明細により、申立人は、平成 16 年 6 月 30 日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出ていると認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 7 件（別添一覧表参照）

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	事業所名
645	男		昭和21年生		A社B事業所
646	男		昭和22年生		A社B事業所
647	男		昭和24年生		A社B事業所
648	男		昭和23年生		A社C事業所
649	男		昭和22年生		A社B事業所
650	男		昭和29年生		A社B事業所
651	男		昭和22年生		A社B事業所

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 150 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 16 年 6 月 30 日

申立期間において、A社B事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、厚生年金保険の記録上、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された 2003 年度執行役員業務賞与明細により、申立人は、平成 16 年 6 月 30 日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 9 件（別添一覧表参照）

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所
652	男		昭和20年生	
653	男		昭和21年生	
654	男		昭和21年生	
655	男		昭和21年生	
656	男		昭和22年生	
657	男		昭和27年生	
658	男		昭和27年生	
659	男		昭和20年生	
660	男		昭和21年生	

富山厚生年金 事案 661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 16 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 35 年 3 月 15 日から A 社 B 支店に日雇で働き始め、同年 4 月 1 日からは臨時社員だと思っていたが、20 数年前に労働組合からもらった記念アルバムには、同社に入社した日が同年 5 月 16 日と記載されており、それ以降は、厚生年金に加入していると思っていた。

しかし、年金事務所からの案内では、昭和 35 年 10 月 1 日に資格取得したとされているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において A 社 B 支店に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社 B 支店から提出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号及び標準報酬決定通知書により、申立人は、オンライン記録どおりの昭和 35 年 10 月 1 日に同社 B 支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同じ昭和 35 年 10 月 1 日に A 社 B 支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚は 9 人確認できるところ、このうち雇用保険の記録が確認できた 7 人は、いずれも同年 6 月 1 日以前に資格取得していることが確認できる。

さらに、元同僚 4 人は、いずれも入社当初は臨時社員で運転手であった旨証言している上、このうち 3 人は、入社後は半年から 2 年程度経過して厚生年金保険の被保険者となる取扱いであった旨証言していることから、当時の A 社 B 支店では、必ずしも、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取

得させる取扱いではなかったものと推認される。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。